

7 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

本計画は、市民協働による「自立に向かって成長する子ども」の育成という観点から家庭、学校園、地域社会、事業者、市がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、支え合い、協力し合って取組を推進します。

また、子どもを取り巻く環境の変化は激しく、多様化・複雑化しており、教育分野だけではその解決を図ることが困難であるため、子育て、福祉、環境等の様々な分野を所管する関係局との連携を図りながら効果的に施策を推進します。また、必要に応じて国、県、その他関係機関との連携・協力を図ります。

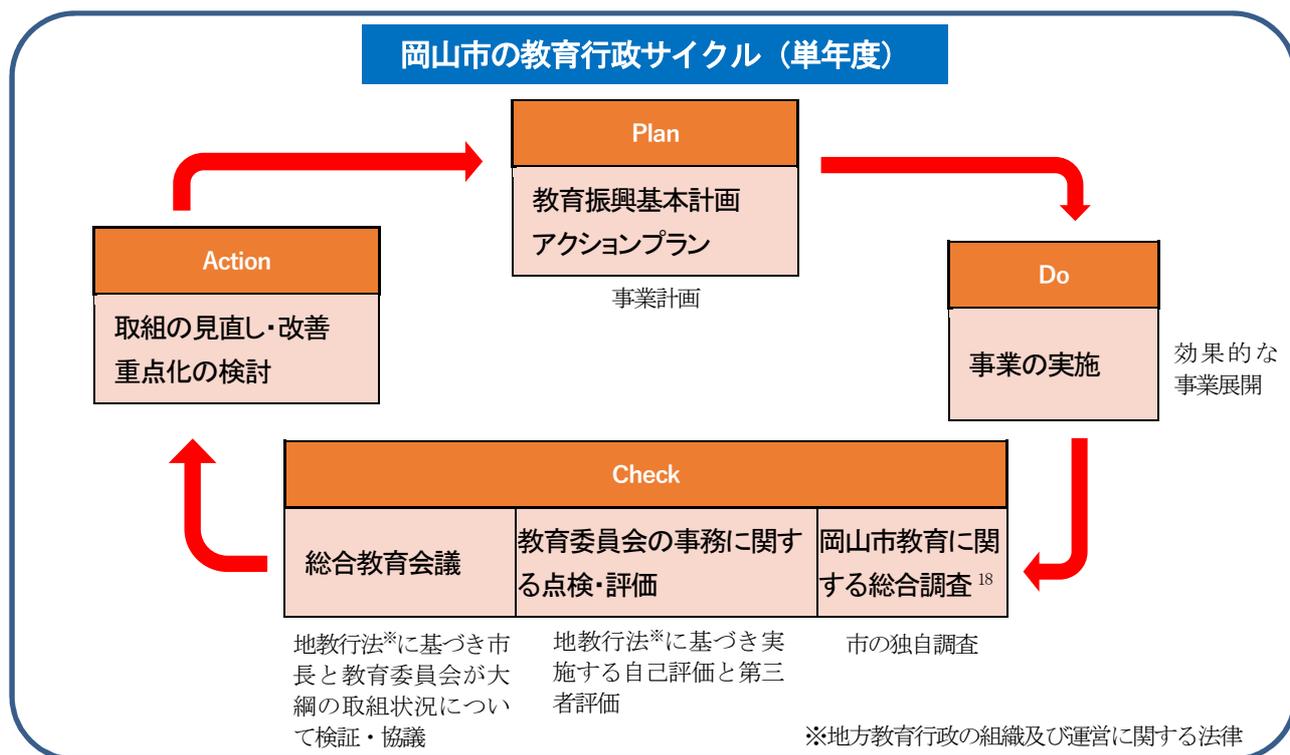
(2) 計画の進行管理

本計画は、今後5年間の本市の教育理念や目指す教育とともに、各政策・施策の方向性の概要を簡潔にまとめたものです。各施策を実現するための事業の具体的な取組については、アクションプランとしてまとめます。

本計画推進のために実施する施策については、毎年度定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を行います。そのために、本計画に基づいた単年度ごとの実施計画であるアクションプランを策定し実施するとともに、総合教育会議⁷においては、市長と教育委員会が第2期岡山市教育大綱⁵に示した取組状況について、検証・協議を行います。また、毎年度実施している教育委員会の事務に関する点検・評価では、外部評価委員による第三者評価を実施し、その結果を議会に提出するとともに広く市民に公表する等、PDCAサイクル【計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－改善（Action）】による成果の検証と計画の効果的な見直しを行います。

なお、関係局と連携して計画を推進するため、庁内に設置した岡山市教育振興基本計画進行管理会議により進捗状況を管理するとともに、岡山っ子育て条例推進会議から必要に応じて意見聴取を行い、進行管理に反映させます。

また、各政策で設定した定量的な評価指標に加え、学校訪問等による実情を踏まえた定性的な評価をするなど、多面的に政策の評価を行い、進行管理に反映させます。



8 参考資料

(1) 策定の経過

年月日	主な協議等の内容
令和2年12月22日	教育委員会協議会 ○第3期岡山市教育振興基本計画の策定について ・策定の背景 ・方針 ・体制 ・スケジュール 等
令和3年 2月16日	子ども・文教委員会 ○第3期岡山市教育振興基本計画の策定について ・策定の背景 ・方針 ・体制 ・スケジュール 等
令和3年 3月17日	令和2年度岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第3期岡山市教育振興基本計画の策定について ・人づくりを取り巻く現状 ・子どもを取り巻く課題
令和3年 5月26日	令和3年度第1回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第3期岡山市教育振興基本計画（骨子案）策定について ・方針 ・骨子案の内容 ・骨子案策定スケジュール ・策定の基本的な考え方 ○人づくりを取り巻く現状と子どもを取り巻く課題について 等
令和3年 7月12日	令和3年度第2回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第3期岡山市教育振興基本計画（骨子案）策定について ・ポイント欄の設定について ・目指す子ども像について 等
令和3年 8月10日	教育委員会協議会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（骨子案）について
令和3年 8月24日	教育委員会協議会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（骨子案）について
令和3年 8月27日	子ども・文教委員会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（骨子案）について
令和3年 9月29日	第1回岡山っ子育て条例推進会議 （※まん延防止等重点措置期間のため書面での開催） ○第3期岡山市教育振興基本計画（骨子案）について（意見聴取） ・目指す教育環境における「行動指針」について ・骨子案全体について
令和3年10月27日	令和3年度第3回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第3期岡山市教育振興基本計画（素案）について ・骨子案部分の修正点について ・素案について ・評価指標について 等

令和3年11月9日	教育委員会協議会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（素案）について
令和3年11月22日	教育委員会協議会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（素案）について
令和3年11月26日	子ども・文教委員会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（素案）について
令和3年11月29日	パブリックコメント実施 （～12月28日）
令和3年12月20日	第2回岡山っ子育て条例推進会議 ○第3期岡山市教育振興基本計画（素案）について
令和4年1月25日	教育委員会協議会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（案）について
令和4年2月2日	令和3年度第4回岡山市教育振興基本計画進行管理会議 ○第3期岡山市教育振興基本計画（案）について ・素案から案への変更点 ・各政策の評価指標について ・パブリックコメント等への対応について
令和4年2月8日	教育委員会協議会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（案）について
令和4年2月16日	子ども・文教委員会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（案）について
令和4年3月10日	教育委員会協議会 ○第3期岡山市教育振興基本計画（案）について
令和4年3月16日	教育委員会定例会 ○第3期岡山市教育振興基本計画 策定（議決）

(2) 策定の体制

① 岡山っ子育て条例推進会議 ～市民協働で策定を進めていくために～

岡山っ子育て条例¹「行動指針」の趣旨及び内容を教育振興基本計画に盛り込んでいくために、同条例に基づく標記の会を開催し、家庭、学校園、地域社会、事業者の代表それぞれの立場からの意見を集めました。

② 岡山市教育振興基本計画進行管理会議

～市の関係局との連携による策定のために～
関係局と連携して原案づくりを行う庁内の会議として、岡山っ子育て条例推進会議からの意見はもとより、議会やパブリックコメント、学校園等からの意見を原案づくりに反映させました。



(3) 岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（岡山っ子育成条例）

岡山市条例第147号

岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務（第4条—第8条）

第3章 子どもの安全確保に関する責務（第9条・第10条）

第4章 市が推進する施策（第11条—第18条）

第5章 推進のための取組（第19条・第20条）

附則

岡山市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれ、先人たちのたゆみない努力により、輝かしい歴史と文化を築き、発展を続けてきました。国際化が進展する新たな地方の時代に、岡山市のすべての子どもたちが夢と希望をもち、健やかに成長していくことは私たちの大きな願いです。

私たちは、岡山市の未来の希望である子どもたちが次代を生きていくための資質として、自立を掲げました。ここでの自立とは、子どもたちが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、共に生きることができるように自分自身を確立していくことです。豊かな人間性とは、社会の一員としての倫理観や正義感、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心を身につけていくことです。自分を高めるとは、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことです。そして、共に生きるとは、すべての命を大切にし、自分や他者との違いを理解して協調するとともに、自然や環境とも調和していくことです。

岡山市の子どもたちは、家庭、学校園及び地域社会が温かく見守るなか、自立に向かって成長しています。しかし、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもに関する課題の解決には、私たちが、子どもたちに与える影響の大きさを自覚して自らを律するとともに、子どもたちの教育に責任を持って取り組む必要があります。

ここに、私たちは、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園及び地域社会を実現し、市民協働による自立する子どもの育成を推進することを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの育成に関して、基本理念を定め、家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策その他の基本的事項を定めることにより、もって自立する子どもの育成に寄与することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

(1) 子ども 概ね18歳未満の市の区域内（以下「市内」といいます。）に居住する者をいいます。

(2) 保護者 子どもを保護する者をいいます。

(3) 学校園 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校をいいます。

(4) 地域社会 地域に居住する者並びに地域に関する課題の解決及び地域住民の連携を図るために活動する団体をいいます。

(5) 事業者 市内において、事業所又は事業の拠点を有する個人又は法人をいいます。

(6) 協働 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責務を自覚し、相互に支え合い、協力することをいいます。

(7) 自立 子どもが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、他者及び環境と共に生きることができるように自分自身を確立していくことをいいます。

（基本理念）

第3条 すべての子どもは、子どもとしての権利及び社会の一員としての心身の発達に応じた責任があり、また性別、国籍、障害等にかかわらず、一人の人間として尊重されます。

2 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市は、相互の信頼関係のもとに協働し、かつ、子どもの心身の発達に応じて、適切に子どもの育成に関する取組を行います。

第2章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務

（家庭の責務）

第4条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有し、子どもが家庭の愛情のなかで生活習慣及び社会規範を身につけ、豊かな人間性を育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

(1) 子どもにとって、自分が愛され、大切にされていると実感できるような家庭づくりをすること。

(2) 子どもの思いを受け止め、適切に褒め、叱ることで、子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすること。

(3) 子どもが、家庭の中での役割を果たすことで、責任感を育み、家族の一員としての喜びを感じることをできるようにすること。

(4) 地域社会の一員として、主体的に地域の行事及び活動に参加又は参画すること。

(5) 子どもとともに成長していくように、周りの人と関わるとともに、学習する機会をもつこと。

(6) 平素から子どもに関して学校園と情報を交換し合うとともに、積極的に学校園の行事及びPTA活動に参加又は参画すること。

2 保護者の家族は、前項の保護者の責務を実行するに当たっては、これに協力するように努めます。

（学校園の責務）

第5条 学校園は、子どもが集団の中で自立に必要な力を身につけられるようにするとともに、子どもの学びの拠点として、家庭及び地域社会の信頼に応え、次の責務を果たすように努めます。

(1) 基礎的及び基本的な知識及び技能を身につけさせるとともに、自ら学び、自ら考える力等を育成し、学力の向上を図ること。

(2) 集団の中で、子どもの社会性、倫理観、規範意識、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心等豊かな人間性を育成すること。

(3) すべての命を大切にすることを育み、互いの人権及び個性を尊重しながら、共に支え合う態度を育成すること。

(4) 子どもの適切な勤労観を育成するための教育を推進すること。

(5) 子どもの健康及び体力の向上を図り、並びに健康に関する教育を推進すること。

(6) 家庭及び地域社会へ積極的に情報を発信するとともに、相互の意見交換の機会を充実すること。

(7) 地域社会と連携し、又は協力して、地域人材の活用を推進すること。

(地域社会の責務)

第6条 地域社会は、子どもが地域での多様な体験及び様々な人や自然とのふれあいをとおして、豊かな人間性や、ふるさとを大切に思う気持ちを育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

(1) 子どもへの声かけ、見守り等子どもの育成に積極的に関わり、安全で健やかに育つ環境づくりをすること。

(2) 子どもが地域社会の一員として、地域の行事及び活動に参加又は参画できる機会をつくること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どものいる家族に対しても地域全体で見守るとともに、地域の行事及び活動に家族で参加又は参画できる機会をつくること。

(4) 学校園や社会教育施設等の求めに応じて、子どもの教育に関するボランティア又は講師として、参加又は参画すること。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、子どもの育成に責務を負うとともに、自立する子どもの育成が将来の人材を育成する大切な営みであることを自覚し、次の責務を果たすように努めます。

(1) 子どもにとって、安全で良好な環境づくりを推進すること。

(2) 自らの事業所に勤務する保護者が、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整えること。

(3) 学校園の求めに応じて、職場見学、職場体験、講師派遣等に協力すること。

(4) 自らの事業所において、子どもの育成に関するボランティア活動を奨励すること。

(市の責務)

第8条 市は、家庭、学校園、地域社会及び事業者が、それぞれの果たすべき責務に従い、協働して自立する子どもの育成を推進できるように、支援に関して必要な措置を講じます。

第3章 子どもの安全確保に関する責務

(子どもの安全確保に関する家庭、学校園、地域社会及び事業者の責務)

第9条 前章に定めるもののほか、家庭、学校園、地域社会及び事業者は、自立する子どもを育成する基盤となる子どもの安全を確保するため、次の責務を果たします。

(1) 子どもの事故、犯罪、非行、いじめ、虐待等を未然に防止するため、子どもが安心して育つことのできる環境づくり等を推進すること。

(2) 子どもが危険を回避できるとともに、危機に適切に対応できるようにするための教育を充実すること。

(3) 子どもの安全が脅かされる状況の早期発見に努めるとともに、その状況を発見した場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応すること。

(子どもの安全確保に関する市の責務)

第10条 市は、子どもの安全確保のための活動及びネットワークづくりの推進に努めるとともに、子どもが被害者又は加害者となった場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応します。

第4章 市が推進する施策

(家庭教育への支援)

第11条 市は、家庭に対して、子どもの育成に関する情報提供に努めるとともに、情報交換及び学習の機会を充実するものとします。

(学校園の教育環境の充実)

第12条 市は、学校園が教育機能を十分に発揮できるように、教職員の資質向上とともに、学校園の自主性及び自律性を尊重しつつ、学校園の教育環境を充実するものとします。

(地域社会への支援)

第13条 市は、自立する子どもの育成に関わる人材を育成するとともに、学校園、社会教育施設、子どもの居場所等(以下本条中「学校園等」といいます。)に協力する個人又は団体が、学校園等において活動するために必要な支援を行うものとします。

(事業者の理解及び協力の推進)

第14条 市は、自立する子どもの育成に関して、事業者の理解及び協力が得られるように、広報及び顕彰を行うものとします。

(子どもの自主活動への支援)

第15条 市は、子どもの伝統文化、スポーツ、体験活動等の自主的な活動を支援するとともに、子どもの体験活動等への主体的な参加又は参画の機会を充実するものとします。

(相談体制の充実)

第16条 市は、教育、保健、福祉及び医療の分野における子どもの育成に関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制を充実するものとします。

(自立する子どもの育成に関するネットワークの推進)

第17条 市は、自立する子どもの育成に関するネットワークづくりを推進するために、必要な支援を行うものとします。

(市民の理解及び協力)

第18条 市は、自立する子どもの育成を推進するための施策の実施に当たっては、市民の理解及び協力を得るとともに、市民意見等の把握に努めるものとします。

第5章 推進のための取組

(行動計画の策定)

第19条 市は、市民協働による自立する子どもの育成に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、行動計画を策定します。

2 市は、行動計画の進捗状況について、一定期間毎に評価し、必要に応じて改善を行います。

(推進会議の設置)

第20条 市は、市民協働による自立する子どもの育成を推進するため、推進会議を設置します。

2 推進会議は、第2章及び第3章の責務に基づく家庭、学校園、地域社会及び事業者の行動指針を策定するとともに、啓発に努めます。

3 推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

附 則(平成27年市条例第70号)

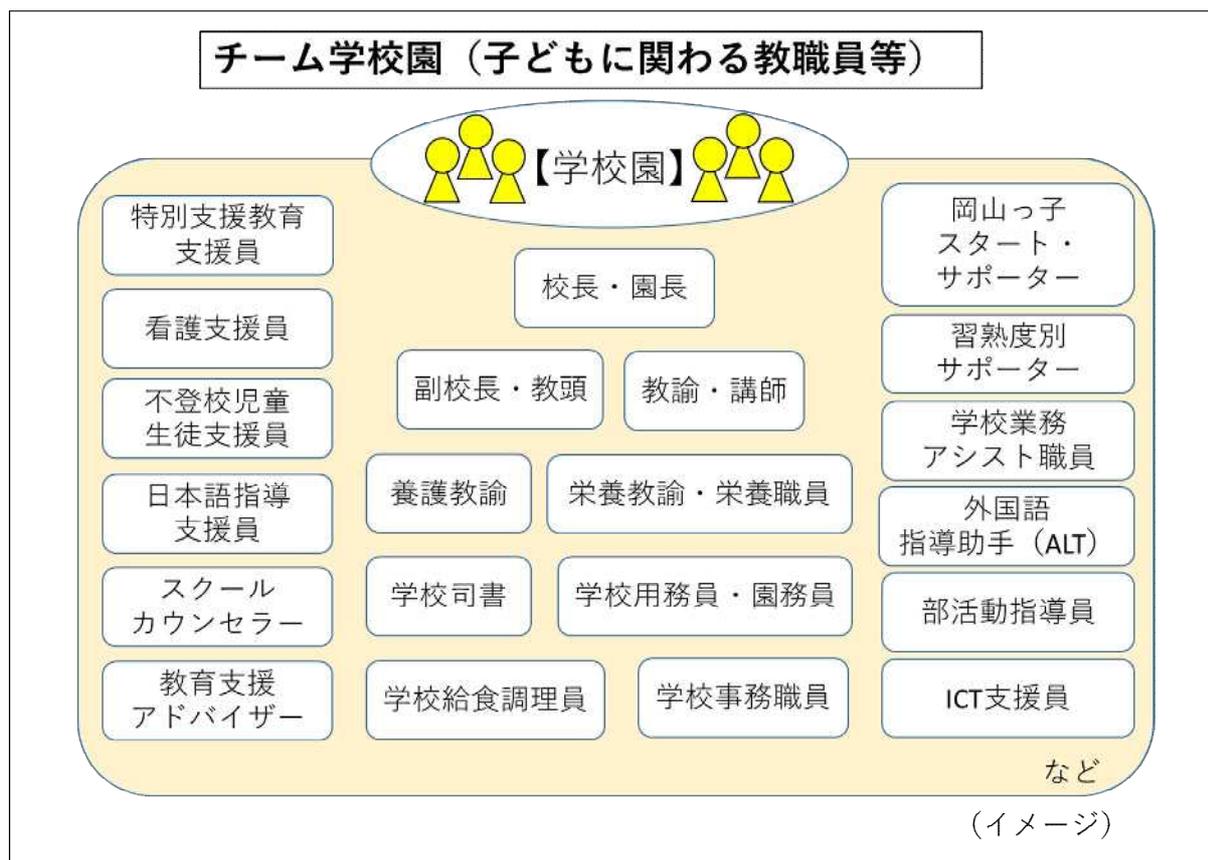
この条例は、公布の日から施行する。

(4) 用語解説

番号	用語	解説
1	岡山っ子育て条例	子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園、地域社会を実現し、市民協働で「自立に向かって成長する子ども（自立する子ども）」を育成していくことを目指して平成19年に岡山市が制定した条例「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例」の愛称。
2	学校園	本計画で言う「学校園」とは、岡山市立の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校のこと。なお、「学校」とは岡山市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校を指す。
3	性的マイノリティ	同性愛や両性愛の性的指向をもつ人や、性の自己認識「こころの性」と生物学的な性「からだの性」が一致していない人など、性のあり方において、いわゆる少数派である人の総称。
4	岡山市第六次総合計画後期中期計画	岡山市のまちづくりの指針である岡山市第六次総合計画（平成28年度から令和7年度までの10年間）の長期構想のもと、前期中期計画（平成28年度から令和2年度）に引き続き、後半5年間の令和3年度から令和7年度までを期間とする、令和3年6月に岡山市が策定した計画。
5	第2期岡山市教育大綱（教育大綱）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条第3項で、総合教育会議において教育長、教育委員と協議し、市長が策定した教育の振興に関する施策の目標や根本となる方針。（第1期：平成29年度～令和2年度、第2期：令和3年度～令和7年度）
6	岡山市子ども・子育て支援プラン2020	子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として策定したもの。（令和2年度～令和6年度）
7	総合教育会議	市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る会議のこと。
8	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生のうちに生むとしたときの子どもの数に相当する。
9	子どもの貧困率	子ども（18歳未満）の全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。等価可処分所得とは、世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整したもの。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額のこと。
10	岡山市市民意識調査	市政に関する市民の評価と意見・要望を幅広く把握し、その調査結果を今後の市政運営に反映させるとともに、岡山市総合計画に基づく、岡山市の都市づくりを進めるうえでの基礎資料として活用することを目的とした調査。
11	E S D	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。
12	G I G Aスクール構想	1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現するための構想。
13	I C T	Information and Communication Technologyの略称。「情報通信技術」と訳され、I Tの「情報技術」に加えて情報の伝達「コミュニケーション」を含めた言葉。
14	情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のこと。この情報活用能力には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつなどの、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度である「情報モラル」も含む。
15	S N S	Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。
16	防災キャンプ推進事業	公民館を中心として地域住民等による実行委員会を立ち上げ、児童生徒等の青少年及び一般市民が学校外で被災した場合、自らの生命を守ることができる防災技術や知識を学ぶ事業。
17	全国学力・学習状況調査	文部科学省が全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるために実施している調査。小学校6年生、中学校3年生を対象に、平成19年度から実施している。

18	岡山市教育に関する総合調査	本市の園児児童生徒の学習習慣や生活習慣、保護者や教職員の教育に関する意識を把握し、子どもの学力向上や問題行動等の防止及び解決など学校園での教育活動や本市の教育行政を改善するための基礎資料を得ることを目的とした調査。
19	岡山市地域協働学校	学校運営協議会制度を導入している学校園。国は、「コミュニティ・スクール」と言う。
20	学校運営協議会	学校園、家庭、地域社会の代表者で構成される組織であり、学校運営の基本方針の承認や学校運営についての意見を、教育委員会又は校長に述べるができる等の役割をもっている。 岡山市の学校運営協議会は、最大15名の委員で構成され、中学校区のそれぞれの学校園の学校運営協議会で協議された内容や取組については、中学校区において「連絡会」を開催し、情報共有を行っている。
21	地域学校協働活動	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、幅広い地域住民等の参画を得て、地域と学校園が連携・協働して行う様々な活動。
22	学校支援ボランティア	岡山市立の学校園等での教育活動を支援するため、ボランティア登録した地域住民、保護者、学生等のこと。
23	市子ども会育成連絡協議会	市内子ども会相互の連絡協調と充実発展を図り、子どもの健全育成に寄与することを目的とした協議会。子ども会相互の親睦、交歓のための行事を企画、運営したり、指導者の育成や研修、子ども会内のリーダー育成等を行ったりしている。
24	さざ波体験	小さな困難や失敗といった、細かな波（さざ波）を乗り越えるような体験。
25	チーム学校園	学校園をはじめとする、家庭、地域、事業者、市など、子どもに関わる全ての人で子どもの教育にあたることを表す。本計画では、教職員全体がそれぞれの職務を責任をもって果たし、チームとして支え合いながら高め合う教職員集団を表している。（詳細はP43イメージ図参照）
26	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、2030年に向け、世界全体が共に取り組むべき普遍的な目標として、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、17のゴールから構成されている。
27	異校種	幼稚園と小学校、小学校と中学校など異なった校種のこと。
28	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が継続すること。
29	中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていくこと。
30	偏差値	平均点を50として、検査を受けた集団の中での位置を示す数値。
31	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、文部科学省が行っている調査。
32	模擬授業	教職員を児童や生徒に見立て、実際の授業を実施してみること。
33	主体的・対話的で深い学び	子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするための授業改善の視点。
34	CEFR	外国語学習の習得状況や言語運用能力を示す共通の基準として設定された「ヨーロッパ言語参照枠」のこと。文部科学省がCEFRと各種外部検定の級や得点を対照表として示しており、英語力を測定するための指標として活用されている。
35	ユネスコスクール	ユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。
36	スクールカウンセラー	臨床心理士等の心理に関する資格や教育相談等の経験を有する専門家で、学校において児童生徒及びその保護者に対するカウンセリング等を行う職員。
37	不登校児童生徒支援員	不登校やその傾向にある児童生徒に対して、学校において教職員と連携し、別室登校や付き添い登校等の支援を行う職員。

38	教育支援アドバイザー	暴力行為やいじめなどの未然防止や早期発見・早期解消に取り組む校内の体制を構築し、生徒指導や特別支援教育を円滑に推進するため、小学校に配置している職員。
39	いじめ専門相談員	臨床心理士の資格を有し、いじめ相談専用ダイヤルでの電話相談対応や、各学校のいじめ防止対策への助言等を行う職員。
40	部活動指導員	市立の中学校・高等学校において、教職員の負担軽減と部活動の充実を図る目的として配置している、部活動の指導等を行う職員。
41	打刻システム	教職員の勤務時間を客観的に捉えるため、ＩＣカードにより出退勤時刻を記録するシステム。
42	ＯＪＴ	On the Job Training の略称で、管理監督者などが、日常の業務を通して行う部下育成や実務指導。ここでは、学校内での教職員の育成・指導のことを指す。
43	地域学校協働活動推進員	地域と学校園との連絡調整や地域学校協働活動の企画・運営等を行うコーディネーター。社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する。
44	学校関係者評価	保護者、地域住民等により構成された評価委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換などを通じて、各学校の教職員が行った自己評価の結果について行う評価。
45	連携中枢都市圏	圏域の中心都市が近隣の市町村と連携協約を締結して、①経済成長の牽引、②高次都市機能の集積・強化、③生活関連機能サービスの向上に取り組むもの。





第3期岡山市教育振興基本計画
編集・発行 岡山市教育委員会

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課
電話 086-803-1571 FAX 086-234-4141
E-mail:kyouikukakusoumu@city.okayama.lg.jp